

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

① 第三者評価機関名

社会福祉事業評価機構

② 評価調査者研修修了番号

① SK2025065

② S2023061

③ 施設の情報

名称： 松山市小栗寮	種別： 母子生活支援施設
代表者氏名：金森 和久	定員（利用人数）： 19世帯
所在地：愛媛県松山市	
TEL：	ホームページ： https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kosodate/boshi/bosisisisetu.html
【施設の概要】	
開設年月日	1951年11月1日
経営法人・設置主体（法人名等）：	松山市
職員数	常勤職員： 9名 非常勤職員 1名
有資格職員数	(保育士) 3名 (社会福祉士) 2名 (介護福祉士) 1名 (医師) 1名
施設・設備の概要	(居室数) 19 (設備等) 集会室、相談室、学習室

④ 理念・基本方針

配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ、これらの者を保護するとともに自立促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的としている。入所者が明るくて衛生的な環境において、素養がありかつ適切な研修を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに、地域社会において自立した生活を営めるよう育成する施設である。

⑤ 施設の特徴的な取組

① 平成29年に建替えを行い、セキュリティ設備の充実化により、それまで受け入れできなかったDV逃避のケースの対応も可能となった。警察OB 2名が交代で宿直

を行い、母子の安心感に繋がっている点や、防犯対策の助言や研修会の開催による安全対策の強化に取り組んでいます。

- ③ 当該市の直営施設として運営され、本庁配属課との連携や、外部の社会資源とのネットワーク化を最大限に有効活用し、母子の早期の自立に向け取り組んでいます。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和 7 年 7 月 1 日（契約日） ～ 令和 8 年 2 月 18 日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和 4 年度

⑦ 総評

【特に評価が高い点】

① 社会資源を最大限に活用し早期に母子の自立を達成しておられる点

当該市の直営施設として運営されていますが、担当課の相談員との情報共有や連携により、入居直後よりの確かつ手厚い支援が可能となっています。母子の手続きの同行には、施設職員のみならず担当課の相談員が同行する場合があります。また、市の直営ということで施設の信用度も高く、病院や学校、福祉サービス事業所など外部の社会資源とも濃密なネットワークが構築されており、自立への支援を行う過程のなかで母子自身も様々な社会資源とのつながりや活用のノウハウを得ることができるよう支援されています。結果、母子の自立を早期に達成し全国平均を大きく下回る平均在所期間となっています。

② 専門性向上に向けた取組および職員の資質向上へのモチベーション

以前の評価において、改善すべき点として「専門性の向上が求められる」という評価結果を受け、継続して改善に取り組んで来られました。結果、研修育成体制は職員からの満足度も高く充実した内容となっています。また、研修を受ける側の職員の資質向上へのモチベーションも高く、施設内においても各種専門職がノウハウを補完し合い、共同してお互いの専門性を高める関係が構築されています。また、本年度に着任した施設長は、研修体制の充実化や職員のモチベーション向上に働きかけを行うなど、指導力を発揮されています。

③ 入居する母子からの満足度が高い点

入居する母親や子どもからの満足度が高いことが、アンケートやヒアリングにおいて確認できました。ヒアリングでは、前述した専門性に裏付けされた関わりについても聴き取ることができ、母子の自立に向けた支援やモチベーション向上に繋がっている点も理解できました。

【改善が必要と思われる点】

① 施設の継続性を鑑み、入居世帯の確保

これまで DV 対応に焦点化しセキュリティ面を重要視し、所在地についても非公表

で運営してられています。結果、広報などの取組は行えず、市の担当課に来談された際に紹介した結果や他自治体からのDV逃避として入居が多くを占めてきました。現状、様々なニーズへの支援や、それらが複合的に絡み合ったケースへの対応も行われています。これらの対応を継続しつつ、入居世帯の確保を尽くすことが求められます。市の作成における、中・長期計画にも、母子生活支援施設の継続について明記されています。

②施設の特性や専門性に配慮した内容のマニュアルの作成

過去の第三者評価受審において、改善すべき点として提起された内容の改善に取り組まれ、概ね網羅されています。その一方で支援の質の向上や福祉人材の育成、研修体制など充実した内容の体制がありながら、書面化されていないという側面があります。課題意識も持たれていますし、今後の取組みに期待いたします。

③地域に開かれた施設運営

DV逃避への対応を考慮した運営により、秘匿性を重要視しておられます。結果、地域とのつながりが希薄な側面があります。一方で、地域に開かれた施設への転換についての課題意識も重要と捉えられていることがヒアリングから読み取れました。施設の特性上即座に全てを開放というわけにはいきませんが、対応可能な範囲で、一歩ずつ地域に開かれた施設へと転換していかれることを期待いたします。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価を受審するにあたり、まず施設で自己評価を行い、各種業務を振り返り、現状を把握、再確認することで、母子生活支援施設の在り方、運営状況等について、再認識する良い機会となりました。

この受審結果を受けて、高い評価をいただいた「社会資源を最大限に活用し、早期に母子の自立を達成している」等々については、今後においても職員間でさらなる情報共有を図りながら、入所者の皆さまに寄り沿った個々の世帯に応じた親切で丁寧な支援を今まで以上に行っていきたいと思えます。

一方、改善が必要と思われる点としてご指摘をいただいた「施設の継続性を鑑み、入所世帯の確保」等々については、近年の多様化している支援ニーズを踏まえ、職員一同、協議、検討を重ねながら、さらなる支援の質の向上に努めるとともに、入所者の方が、明るく衛生的な環境において、心身共に健やかに社会に適応するように取り組んでいきたいと思えます。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>児童福祉施設として、母親とこどもの人権を配慮した支援を念頭に置き、社会福祉専攻の准教授によるスーパーバイズの体制があります。勉強会を月 1 回開催しケース検討などを通じて、一人ひとりの人格を尊重した支援に繋がっています。</p> <p>松山市小栗寮管理運営基本方針や入所のしおり、リーフレットに基本方針を掲載するとともに、入所希望者には入所前に説明を行っておられます。また入り口での掲示や、自治会において入所者への資料配布を通して、日々入所者への意識にも取組まれています。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・㊤・c
<p><コメント></p> <p>市直営の母子生活支援施設であり、社会福祉施設全体の動向や地域の需要動向を踏まえ、適正に管理運営を実施しておられます。同市の担当課担当職員と小栗寮職員は、常時、連携を図りながら、施設経営の健全化に努めておられます。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>市のホームページにおいて事務事業シートとして、事業概要、予算・決算、事業評価な</p>		

どの情報公開があり、担当課と連携しながら、改善できる課題を明確にし、施設の整備や職員体制、人材育成等に取り組んでおられます。また、社会福祉専攻の准教授を含めた勉強会を月に1回開催し、各種改善事項について、情報の共有を図っておられます。

訪問調査時のヒアリングからも、同項目に関する取組や周知がなされている点について確認することができました

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・④・c
<p><コメント></p> <p>松山市子ども計画の基本方針及び推進施策に沿って事業を展開、松山市ひとり親家庭等自立促進計画のなかで、母子生活支援施設(小栗寮)の取組を明確にしておられるとの自己評価でした。また、目標に向けての支援内容、組織体制及び人材育成等について、担当課と施設で協議・検討にも取組まれています。しかしながら、中・長期計画においての母子生活支援支援施設に照準を合わせた内容が乏しいという実情もあり、今後の検討課題となります。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・⑤・c
<p><コメント></p> <p>単年度事業計画策定には、施設職員の意見を集約する体制も確保されており、担当課と協議し適切に策定しておられます。中・長期計画との連座制に関しては今後の検討課題となります。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	⑥・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画策定において、施設職員の意見を集約し、担当課と協議し策定する体制が構築されており、同項目に必要な要件は満たされています。</p>		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもと母親に周知され、理解を促している。	⑦・b・c
<p><コメント></p> <p>入所者に必要な情報は月1回開催する自治会で周知しておられます。その他、「権利カルタ」を用意され遊びのなかで教材を通して、権利についても学びつつ、事業計画への周知にもつながる取組もあります。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>第三者評価を定期的(3年1回)に受審するとともに、月1回社会福祉専攻の准教授をスーパーバイザーとして勉強会を実施し、入所者個々の支援内容に対する評価や的確な助言を得る機会を確保されています。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>過去の第三者評価での改善項目に対して取り組むべき課題の明確化や、計画的な改善が行われていることが資料確認やヒアリングを通して認識することができました。また、現体制においては職員参画のもとで改善策や改善計画策定に繋げるプロセスを十分に意識された運営がなされている点についても、高評価される点かと思われまます。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、職員からの意見、要望等を積極的に聞き取り、課題については、改善に向けて、担当課と調整・協議しておられます。また、各職員の上半期及び下半期の担当支援業務の目標を掲げ、それに向かって業務に取り組み、自己評価も実施するなど、具体的な取組もあります。月1回実施している勉強会に施設長も参加しており、社会福祉専攻の准教授のアドバイスを受けることで、職員と同様に専門性の資質の向上に対して意欲的に取組まれています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>小栗寮管理運営基本方針に「関係規定の遵守」として、施設管理運営を行う上で、関係する規定を明示されています。また、市からのコンプライアンス関係(法令遵守関係)の通知や職員倫理(綱紀肅正)等の中で、交通法令遵守、信用失墜行為の禁止秘密を守る義務等、機会あるごとに職員に周知することで、法令遵守等の周知・理解を徹底して実践して</p>		

おられます。その他、施設長は、市のコンプライアンスにかかる研修も受講し遵守すべき法令等を十分理解されており、職員からのヒアリングにおいても、本項目の要件を満たしている状況が確認できました。		
Ⅱ－１－（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－１－（２）－① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、職員からの意見、要望等を積極的に聞き取り、課題については、改善に向けて、所管課と調整・協議しておられます。また、各職員の上半期及び下半期の担当支援業務の目標を掲げ、それに向かって業務に取り組み、自己評価も実施するなど、具体的な取組もあります。月1回実施している勉強会に施設長も参加しており、社会福祉専攻の准教授のアドバイスを受けることで、職員と同様に専門性の資質の向上に対して意欲的に取組まれています。</p> <p>訪問調査において、職員の声にしっかりと耳を傾け、動機づけや積極的な参画を促し、支援の質の向上への取組においてリーダーシップを遺憾なく発揮されていることが確認できました。</p>		
13	Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、施設の理念や基本理念の実現に向けて、何でも発言しやすく働きやすい職場環境に取組んでおられます。職員の声にしっかりと耳を傾け、改善できる内容は速やかに対応され、職員の支持を得ておられることが理解できました。職員からのヒアリングにおいては、母子に対する支援に関するやりがいなどについての意見も聴かれ、施設長の働きかけによる要素が多いことについても聴き取ることができました。</p>		

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ－２－（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>質の高い支援を実現するため、社会福祉専攻の准教授や心理専攻の准教授等を含めた勉強会や相談会の取り組みがあります。准教授の助言等から、福祉人材確保や職員の支援の質の向上にも寄与されています。また、心理専攻の准教授が在籍する学生が定期的にボランティアとして当該施設の学童保育に参加しており、福祉人材の育成にもつながっています。しかしながら、育成に関する方針や計画においては、福祉専門職や母子生活支援施設の特性に配慮された内容にはなっておらず、今後の検討課題かと思われま</p>		
15	Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。	㊦・b・c

<p><コメント></p> <p>人事管理については、市の明確な規定に基づいて行われています。正規職員に関しては、業績評価に加え、職務上見受けられる姿勢や行動等を評価する職務遂行評価も実施され、会計年度職員に関しても、正職員に準じて会計年度職員も上半期及び下半期の業績評価を実施しておられます。</p>		
<p>Ⅱ—2—（2）職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	Ⅱ—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、働きやすい職場づくりのため、職員とのコミュニケーションを心掛けるとともに</p> <p>所管課長も個別面談を年に数回実施し、職員の就業状況や各種意向の把握に努めておられます。勤務が4交代となっており、母子支援員のシフトについては、休暇等の希望も配慮し、働き方改革の趣旨に則り、働きやすい職場環境に努めておられます。その他、職員の有給休暇の取得状況や時間外労働は、適正に市のシステムで確認・把握されています。職員からのヒアリングにおいては、働きやすさに関する満足度の高さが伺えました。</p>		
<p>Ⅱ—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>期待する職員像も明確化されており、職員研修計画に準じて年度の上半期と下半期にそれぞれ目標を設定するとともにその成果を担当課長に面談報告することで、自己評価、振り返りや各種助言も行い、目標達成の確認などに取組まれています。取組みもさることながら、職員の資質向上に対するモチベーションの高さが印象的でした。</p>		
18	Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>職員の教育・研修に関する基本方針や計画については、市によって規定された職員研修計画を基軸とされています。しかし内容としては、母子生活支援施設および専門職に沿った内容が乏しい現状もあります。この点に関しては、課題意識を持たれていますので、今後の優先的な検討課題としていただきたく思います。</p>		
19	Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>新任の母子支援員には、インストラクターの母子支援員を配置する体制があります。また、質の高い支援を実現するためのスーパービジョン体制として、社会福祉専攻の准教授や心理専攻の准教授等を含めた勉強会や相談会の実施により、職員の専門性向上に取り組まれています。また、外部研修にも積極的に参加を推奨されており、時には私費を投じて専門的な研修に参加されるなど、体制面もさることながら、職員のモチベーションの高さが伺えました。</p>		

Ⅱ—2—(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>近年実習生の受入れはなく、インターンシップや心理学専攻の大学生によるボランティアの受け入れを通して専門職の育成に寄与されています。過去に実習生の受け入れを行っていた実績もあり、マニュアルや専門職種の特性に配慮したプログラムも資料確認できています。今後必要要件を満たし、積極的な受け入れに取組んでいきたいとのことでした。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>市のホームページで事務事業シートとして、事業概要、予算・決算、事業評価などを情報公開をしているとともに、市直営のため担当課において市の規定に基づいた適正な事務処理や予算の執行が実施されています。また、市の監査委員事務局によって内部監査も実施されるとともに、担当課による年1回の定期監査の実施や3年に1度の頻度で第三者評価を受審しておられます。</p>		
22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>市のホームページで情報公開をするとともに、市直営のため担当課では規程に基づいた適正な事務処理や予算の執行を行っておられます。また、市の監査委員事務局によって内部監査が実施されるとともに、担当課による年1回の定期監査の実施や3年に1回の第三者評価を受審しておられます。それらの指摘事項にもとづいて改善に取組まれています。</p>		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—(1)—① こども、母親と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>地域の社会資源との繋がりをつくり、退所後も母子が自立した生活を営むことができるよう支援されています。</p> <p>今後、地域との交流については取組の拡充が求められますが、以下自己評価としては、</p>		

<p>町内会に加入し、町内会行事等、月に1回の回覧板を周知し、母子への地域の情報提供も行っておられます。その回覧で情報を得て、地域の夏祭りなど、母子で参加している入所者もおられます。その他、入所母子世帯が担当制で、ごみ置き場の集積場を掃除しており、地域福祉の貢献にも寄与されています。今後、地域との交流について拡充していきたいとの意向もありますが、個人情報や母子の意向等に十分に配慮した取組としなければならない点に苦慮されているとの事でした。</p>		
24	<p>Ⅱ—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>a・㊦・c</p>
<p><コメント></p> <p>心理相談を実施している心理専攻の准教授が在籍する大学から、学生が定期的にボランティアとして、施設の学童保育に参加されています。また、施設内の学童保育に関して、ボランティア団体による子ども食堂や絵画教室等をそれぞれ2ヶ月に1回の受け入れがあります。ボランティアの受け入れ前には、活動内容の説明書でオリエンテーションを実施するとともに、留意事項等の確認もしっかりと行われています。</p>		
<p>Ⅱ—4—(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ—4—(2)—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>㊦・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>個々の自立支援計画には、母親やこどもの支援に必要なエコマップが作成され、必要な関係機関や実務担当の連絡も明記されています。また、保育園、学校、病院、市、県等、各種関係機関と連絡を密に図りながら積極的に連携し、必要に応じて会議を開催することで、切れ目のない支援に取り組んでおられます。さらに、アフターケアが必要な場合は、電話やメール等を使用し、いつでも連絡が取れる体制を構築されています。その他、施設内の学童保育に関して、ボランティア団体の子ども食堂や絵画教室等をそれぞれ2ヶ月に1回の受け入れがあります。</p> <p>アフターケア等を含めた地域でのネットワーク化には課題が残ります。</p>		
<p>Ⅱ—4—(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ—4—(3)—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	<p>a・㊦・c</p>
<p><コメント></p> <p>市の担当課による取組として、令和6年度にひとり親世帯の実態調査として、市内在住のひとり親世帯に向けたアンケート調査を実施しておられます。調査結果を担当課と施設で共有し実態把握に努めておられます。その他、入所する母子世帯が担当制で、ごみ置き場の集積場を掃除しており、地域に貢献できるような取組があります。</p>		
27	<p>Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>a・㊦・c</p>
<p><コメント></p> <p>県警、教育委員会等からの犯罪に対する情報提供やこどもの保護活動に努める趣旨で企業等が登録する取組の「まもる君の家」への登録をはじめ、AEDの設置、近隣で起きた事件等の際には警察に防犯カメラ映像の提供を行っておられます。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ—1 こどもと母親本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) こどもと母親を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① こどもと母親を尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>入所のしおりやパンフレットにも基本理念や基本方針を記載し、入所時に説明されています。また、施設入り口での掲示については施設見学で確認しましたが、入所者及び職員への意識づけを意図されているとの事でした。質の高い支援を実現するため、スーパービジョン体制として、社会福祉専攻の准教授や心理専攻の准教授等を含めた勉強会や相談会の取り組みを実施しておられます。子どもの権利等についても、定期的に母親とこども(小学生以上)を対象に定期的な勉強会(くりのき会)の実施があります。その他、施設入り口に全国母子生活支援施設協議会「倫理綱領」の掲示があり、基本理念、自立支援等を踏まえ、入所者に信頼される職員を目指すことを常に意識づけできるよう取組まれています。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② こどもと母親のプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の設備も世帯のプライバシーに十分配慮した構造となっており、権利擁護やプライバシー等に関するマニュアルも整備され、機会あるごとに研修を行っておられます。また、母子からの相談の際に、安心して相談できる適切な面談室について、施設見学の際に確認することができました。知り得た情報は、法令等に則り適切に対応されています。その他、掲示板やメールボックスなどには、個人名でなく、部屋番号で表記対応されるなど、個人情報の取り扱いについては、小栗寮管理運営基本方針に明記し厳格な遵守に努めておられます。</p>		
Ⅲ—1—(2) 支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① こどもと母親に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>入所のしおりやパンフレットを作成し、理念や基本方針、支援内容や施設の特性等を紹介し配備しておられます。入所希望の母子には、複数回にわたり個別に丁寧で分かりやすい説明をするとともに、随時、施設見学の希望に対応されています。また、毎月の自治会や掲示板で支援制度の各種情報提供を行うとともに、個別に必要な情報は、わかりやすく丁寧説明に努めておられます。その他、こどもへのわかりやすさも含め、廊下の案内図やルームプレートのひらがな表記や共用トイレの色分け等に対する配慮もあります。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 支援の開始・過程においてこどもと母親にわかりやすく説明している。	㊤・b・c

<p><コメント></p> <p>支援を開始する際、母子の目標や課題等を丁寧に聞き取り、わかりやすい説明に努められています。その後も、3ヶ月に1回の定期面談を施設長と担当母子支援員が行い、随時母親の状況を確認し、自立支援計画等の見直しにつなげておられます。また、決定した目標を明記した書面を母親による確認のうえ署名してもらいます。</p>		
32	<p>Ⅲ—1—(2)—③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>入所後、定期的に面談を行い、自立支援計画を見直しながら、継続的な支援に取り組まれています。また、退所後もアフターケア計画書を作成するとともに、電話やメール、訪問等で連絡を取ることで、転居先の各種関係機関とも連携しながら、アフターケアに対応に努めておられます。アフターケア計画書などの書面については様式も作成され十分な情報が得られる内容となっていました。</p>		
<p>Ⅲ—1—(3) こどもと母親の満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ—1—(3)—① こどもと母親の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>3ヶ月に1回の施設長及び母子支援員との定期面談において、母親の意向等を確認する中で現在の課題を把握し、自立支援計画書を見直しておられますが、その機会を通して満足度の向上にも取り組まれています。担当職員だけでなく各職員がこどもと母親の課題を共有し協同で、課題解決や満足度の向上に取り組んでおられます。また学童保育の場面では、少年指導員がこどもの動向や悩みごと等を聞き取り、母子支援員と連携しながら満足度の向上に取り組んでおられます。</p> <p>自己評価でも「b」評価となっており、現行の取組が妥当であるかの検討がなされることを期待いたします。</p>		
<p>Ⅲ—1—(4) こどもと母親が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情処理の仕組みについては、小栗寮管理運営基本方針に明記し、総括担当職員を配置されています。全母子支援員が対応できる体制を整えており、迅速に対応したうえでその内容を苦情処理簿へ記載されています。苦情解決のチラシを施設の入り口に掲示することで、いつでも意見を表明しやすい体制を周知されています。母親等の意見も積極的に取り入れるため意見箱も設置されており、職員の目に留まらない状況で投函ができる場所への設置であることも確認できました。</p>		
35	<p>Ⅲ—1—(4)—② こどもと母親が相談や意見を述べやすい環境を整備し、こどもと母親に周知している。</p>	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>各種相談にいつでも対応できるよう、日頃から入所者と母子支援員、少年指導員の信頼関係の構築を意図した関わりに努めておられます。また、相談しやすいよう、集会室や空</p>		

<p>き部屋を利用し、プライバシーにも配慮した相談支援等を行っておられます。その他、苦情解決に関する文書を入りに掲示したり、母親等の意見も積極的に取り入れるため、意見箱の設置もあります。さらに、県が取り組んでいる相談ラインのチラシをパンフレットの棚に配置し、面談や電話では相談しにくい方には気軽にチャットボットを活用した相談窓口についての情報提供も行っておられます。</p>		
36	<p>Ⅲ—1—(4)—③ こどもと母親からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>母親やこどもからの相談は、担当職員以外でも希望があれば対応しており、全職員で相談内容等を業務記録の中で情報共有できる体制となっています。また、相談内容によって、担当課職員や関係機関等と連携を図りながら対応されています。さらに、必要に応じて、行事等についてもアンケートを実施し入所者の意見を取り入れておられます。その他、母親やこどもの意見も積極的に取り入れるため、意見箱も設置もあります。</p> <p>苦情・相談受付簿を資料確認しましたが、迅速に対応されていることが確認できました。</p>		
<p>Ⅲ—1—(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	<p>Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>災害や事件・事故が発生した場合は、緊急度に応じて連絡体制や対応を整備し、事務所への掲示もあります。完全オートロック式となっていますが、入所者等の出入の際は、モニターでの確認等、最大限の注意を払い対応されています。さらに、愛媛県警現職警察官によるさすまたの使い方や護身などの防犯対策訓練の講習を実施するほか、警察OBの宿直職員による不審者対応訓練の実施があります。ヒヤリハットの記載による事故防止への取組もあります。また、年に1回消防職員立会のもと、小栗団地と合同の避難訓練を実施されています。</p> <p>今後の課題としては、少人数での職員体制であるため、委員会の設置に代わる体制の在り方や、取組に対する定期的な見直しについて検討していただくことを期待いたします。</p>		
38	<p>Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時におけるこどもと母親の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>小栗寮管理運営基本方針に衛生管理等(感染症予防含む)を明記するとともに、感染症に限らず、市保健所からの食中毒注意報発令や熱中症警戒アラート発令等、自治会での周知や寮入り口への掲示、個々の世帯にチラシを配付するなど、時期を逸することなく、予防や対策を呼びかけておられます。その他、保健衛生に関する基本マニュアルも整備されています。</p> <p>入所している母親からのヒアリングでは、感染症罹患時にこどもを預かってもらった経緯や買い物代行などの職員対応について、とても満足しているといった内容の聴き取りができました。</p>		
39	<p>Ⅲ—1—(5)—③ 災害時におけるこどもと母親の安全確保のため</p>	㊤・b・c

	の取組を組織的に行っている。	
<p><コメント></p> <p>毎月開催している自治会の終了時に防災訓練を実施し、出火場所を変更するなど避難経路を変えての取組となっています。また、小栗寮のみならず、小栗団地と合同で消防職員立会のもと避難訓練を実施されています。その他、自治会において、消防庁からの電気火災への注意喚起のチラシを配付するとともに、消火器や屋内消火栓の使用方法を説明し、施設の消火器や消火栓の配置確認等も行っておられます。災害時等に備え各家庭ごとに非常持出袋やヘルメットを配備しており、担当者を決めて、定期的に備蓄等を整備されています。その他、小栗寮管理運営方針に非常災害時の入所者の安全確保のための体制を明記されています。さらに、学童保育の特別活動としての防災訓練にも取組まれています。</p>		

Ⅲ—2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>小栗寮管理運営基本方針に支援の実施方法等明記しており、支援を実施する中で留意事項等がある場合は、職員会で情報共有を図っておられます。また、支援の実施記録や周知事項等については、パソコンの共有フォルダに格納し、職員がいつでも見直せる体制となっています。さらに、母親とこどもの人権を配慮した支援を行うよう、社会福祉専攻の准教授を含めた勉強会を月1回開催し、ケースごとの助言をいただくなかで、状況に応じた適切な支援につながる体制も整備されています。その他、母親とこどもそれぞれに対し、こどもの権利に関する勉強会を定期的を実施しておられます。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>母親やこどもの状況を常に把握し、ニーズを踏まえた自立支援計画策定に努めておられます。自立支援計画は定期的に個々の状況により見直し、母親との面談で方向性を確認・同意を得ながら取組まれています。その他、母親とこどもの人権に配慮した支援を行えるよう、社会福祉専攻の准教授を含めた勉強会を月1回開催し、助言の内容も踏まえて見直しが行える体制もあります。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>入所を希望する母子との面談は、所管課職員及び施設長と母子支援員が同席することで、細やかなアセスメントを行っておられます。また、面談シートや自立に向けてのチェック表などを媒体としてアセスメントされています。担当課職員も同席することにより、</p>		

横断的な支援を図ることができ、母親とこどもの希望やニーズに応じた自立支援計画作成につながっています。		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画の変更・見直しは3カ月毎に実施しており、その他必要に応じて随時、評価・見直しを行う体制があり全職員で情報共有をされています。また、自立支援計画の評価・見直しは、毎月作成する支援計画の中で進捗を確認し適切に対応されています。その他、自立支援計画はパソコンの共有フォルダに格納し、職員がいつでも確認できるようにしておられます。</p>		
Ⅲ—2—(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① こどもと母親に関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>母親とこども一人ひとりに対する自立支援計画や日々の記録等、業務記録としてデータ管理しており、共有ファイルに保存することで、職員が必要な情報を確認共有できるよう整備されています。さらに、個人情報等の取り扱いについては、小栗寮管理運営基本方針にも明記している法令等に基づいて対応しておられます。その他、報告・連絡事項や依頼事項等は、共有ファイルに掲載し、確認チェックにより情報を確認共有できるよう整備されています。</p>		
45	Ⅲ—2—(3)—② こどもと母親に関する記録の管理体制が確立している。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>市直営の施設であるため、法令等に準じて適正に管理されています。また、小栗寮管理運営基本方針に則り、職員は法令等に基づき、個人情報の重要性を認識されています。入所者には個人情報の取り扱いについて説明し、入所者や家族等の権利利益を侵害しないよう伝えておられます。個人情報・支援記録・その他ケースに関する個人情報が含まれる資料は、鍵のかかるロッカーに保管されています。その他、全職員が年に1回、市職員として、個人情報の保護セミナーを受講しており、理解を深めるとともに適正な遵守につながっています。</p>		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A—1 こどもと母親の権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）こどもと母親の権利擁護		
A①	A—1—（1）—① こどもと母親の権利擁護に関する取組が徹底されている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>日々の支援の中で、小栗寮管理運営基本方針の中にも明記している母親とこどもの権利擁護に関する取組に基づいた丁寧な対応とともに、職員間でも常に情報共有を図っておられます。また、こどもの権利条約に基づく勉強会を母親とこども（小学生以上）とそれぞれ定期的に勉強会を開催し、「どのような言動が権利を守るか」、「どのような言動が権利侵害になるか」を年齢に合わせた形で学部機会も確保されています。母親については、基本的人権を保障されるべき存在であること、その具体的な言動や態度を一緒に考える勉強会を実施されています。</p>		
A—1—（2）権利侵害への対応		
A②	A—1—（2）—① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>市の条例や倫理規則等に規定があり、職員からの不適切な対応による権利侵害が起こらないよう、担当課課長や施設長が注意喚起に取り組んでおられます。また、各種ハラスメントについても、市からのコンプライアンスの各種通知を受け周知し、不適切な案件が生じた場合には速やかに施設長に報告するようにし、その場合は担当課と連携して対応する仕組みがあります。職員の入所者に対する言葉遣いについては、必要に応じて振り返る機会を確保されています。さらに、家庭内での人権侵害の疑いが生じた場合は、確認、話し合い、注意等を行い、全職員に情報共有を図ることで権利侵害の防止に努めておられます。</p>		
A③	A—1—（2）—② いかなる場合においても、こどもや母親が、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>母親とこどもに行った支援内容や記録等は、日誌や支援記録にすべて記載し、全職員がいつでも確認できるよう対な体制となっています。担当課にも毎月①母子支援日誌、②少年指導員日誌、③宿直日誌、④自立支援計画書を提出し、双方が確認する仕組みなど、施設長と各職員及び担当課職員のトリプルチェックにより、不適切な行為につながることはないよう体制構築されています。</p>		

A④	A—1—(2)—③ こどもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>日頃から、母親に対してこどもへの不適切な関わりの防止の観点から、子育ての相談に随時対応しておられます。母子支援員と少年指導員が常に密に連携を図り、こどもの訴えを見逃さないよう努めておられます。社会福祉専攻の准教授を含めた勉強会を月1回開催し、ケースごとの助言をいただき状況に応じた支援を行うことで、職員のスキルアップとともに不適切なかかわりの防止にもつながっています。その他、こどもの権利条約に基づく勉強会を母親と小学生以上のこどもそれぞれに対して定期的に勉強会を実施し、適切なこどもの権利について意識づけを図る取組もあります。こどもの外傷などについて、常に確認し不適切な関わりが生じていないか常にサインを見逃すことの無いよう留意され、施設内等で不適切な関わりが疑われる際は、職員が迅速に介入するよう心掛けておられます。</p>		
A—1—(3) こどもと母親の意向や主体性の配慮		
A⑤	A—1—(3)—① こどもや母親が、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月開催される自治会については、必ず参加するよう促し、母親の自立性、責任感等の醸成に取り組んでおられます。また、施設内学童保育(くりのみ活動)は、夏休み等も含め年間を通じて活動しており、母親の意見も尊重しながら、こどもが主体的に自己表現ができるよう、少年指導員はこどもに寄り添い、信頼関係を築きながら支援に取り組んでおられます。</p>		
A—1—(4) 主体性を尊重した日常生活		
A⑥	A—1—(4)—① 日常生活への支援は、こどもや母親の主体性を尊重して行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>3ヶ月に1回の定期面談により、自立支援計画を母親やこどもの意見や要望等を踏まえて見直し、その内容に基づいた支援を実践されています。また、日常の些細な行動等にも留意しながら、目標を達成できた場合には、本人の持っている資質、能力等を評価することで今後の自信につなげ、自己肯定感を高めるよう配慮した関わりも実践されています。</p>		
A⑦	A—1—(4)—② 行事などのプログラムは、こどもや母親が参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>①夏祭り②ハロウィン③クリスマス会④遠足等の行事を企画され、夏祭りや遠足などでは、アンケートにより仕事をしている母親の日程なども考慮し、母子が共に参加できるよう日程を設定されています。また、クリスマス会では、こどもが年齢に応じて楽しめる内容を企画しておられます。また行事後は、職員会でその振り返りを行い、今後の行事企画等の参考として次回の実施につなげる体制もあります。その他、母親のみが参加する行事のプログラムでは、乳幼児を母子支援員が預かることで参加しやすいよう配慮し、こども</p>		

にお菓子等を配付する場合は、安全性に配慮し乳幼児等の個々の状況に併せて対応されています。		
A—1—(5) 支援の継続性とアフターケア		
A⑧	A—1—(5)—① こどもと母親が安定した生活を送ることができよう、退所後の支援を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>退所に伴う面談において、退所後の不安材料を聴き取りしたうえでアフターケア計画書を作成されています。必要に応じて、来訪、電話、メールを活用し、常時連絡が取れる体制を整備し、不安なく生活できるよう対応されています。また、退所後の生活が近隣の場合は、必要に応じて退所後の移転先に訪問するなどの取組を行っておられます。遠方への転居の場合は、あらかじめ転居先の自治体での関係機関に連絡を取り、孤立などに陥ることの無いよう、つなげる支援にも取組まれています。</p>		

A—2 支援の質の確保

A—2—(1) 支援の基本		
A⑨	A—2—(1)—① こどもと母親それぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>3ヶ月に1回、施設長を含めて個別面談を実施することで、世帯の現状の把握・課題を明確にし、専門的な支援の一環としています。具体的には、母親が安定した家庭生活を営むため、必要に応じて家計管理や買い物支援、医療機関への同行受診など、それぞれの母子に必要な各種支援を実践されています。また必要に応じて、随時面談も行われます。一人ひとりが抱える個別の課題に対して、社会福祉専攻の准教授や心理専攻の准教授等を含めた勉強会や相談会を実施し、より専門的なアドバイスを受け課題解決に向けた専門的支援の一助となっています。</p>		
A—2—(2) 入所初期の支援		
A⑩	A—2—(2)—① 入所に当たり、こどもと母親それぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>入所の申請の際の担当課からの詳細な入所に至るまでの情報を把握の上、入所面談時には、担当課職員、母子支援員、施設長で入寮に関する丁寧な説明を実施するとともに、生活課題やニーズの把握に努めることで、安心して施設生活ができるよう、不安の解消を図り、信頼関係の構築に努めておられます。また、施設に多目的トイレやバリアフリー居室、スロープの設置等、安全・安心に生活できるよう配慮した設計もなされています。さらに、緊急入所で生活用具・家財道具等が準備できない場合には、生活用具・家財道具等を整備している居室が二部屋用意があります。</p>		
A—2—(3) 母親への日常生活支援		

A⑪	A—2—(3)—① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>母親が安定した家庭生活を営むため、ニーズを鑑み、必要に応じて家計管理や買い物支援、医療機関への同行受診等、各種支援を実施されています。また、母親自身が家事のスキルを習得できるよう、職員が母親と子どもに対して一緒に家事や掃除の仕方を教えることを念頭に置いた、きめ細かい支援にも取り組んでおられます。その他、月2回心理専攻の准教授による相談会を実施するとともに、子どもが乳幼児の場合には、相談や面談の際、事務室にて預かる等相談しやすい体制も整備されています。</p>		
A⑫	A—2—(3)—② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>様々な課題を抱えている母親には、日々の会話から子育てのニーズを聞き取り、その内容に応じて各種関係機関と連携した支援を実践されています。母親の体調不良時には、状況に応じて、登園・通学のほか、通院にも代行しており、また対人関係に不安がある母親には、学校との連絡を職員が代行したり、個別懇談会に同席するなどの支援も行っておられます。子どもとの不適切な関わりを発見した場合は、迅速な介入にて状況確認を行い、関係機関と連携を図るようにしており、日々の業務記録を寮専用の共有フォルダに格納し全職員が世帯ごとの情報共有を図るための仕組みも構築されています。</p>		
A⑬	A—2—(3)—③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>入出寮の際には必ず声掛けし、日々の日常会話に努めておられます。定期的な面談や自治会開催時等を通じて、さらなる信頼関係の構築に努めておられます。また、①夏祭り②ハロウィン③クリスマス会④遠足等の行事を企画・運営し、その中で、母親同士が交流し安定した対人関係を築けるように配慮されています。さらに、心理専攻の准教授による相談会を開催し、より専門的な視点から丁寧で分かりやすいアドバイスにより、母親が安定した対人関係を築くための支援の質の担保となっています。</p>		
A—2—(4) 子どもへの支援		
A⑭	A—2—(4)—① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>小・中学生対象に学童保育（くりのみ）を実施しており、少年指導員が平日及び夏休み等長期間の休暇中も切れ目なく、個々の発達段階に合わせた支援を実践されています。また活動の中で、日常生活に必要な知識等を学習するほか、少年指導員日誌を職員全員が確認し情報共有する体制もあります。また乳幼児については、母子支援員が母親の成育歴等を考慮し、子どもの成長・発達段階に応じた支援にも取り組んでおられます。さらに、母親の体調不良時には、状況に応じて、登園、通学のほか、保育支援や通院支援等も実施しておられます。その他、状況に応じて、市の保健師に来ていただき、子どもの発達相談や離乳関係等の支援も行う仕組みがあります。</p>		

A⑮	A—2—(4)—② こどもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>小・中学生対象に学童保育くりのみを設置しており、少年指導員が平日及び夏休み等長期期間休暇中も切れ目なく、こどもの些細な変化を見逃さず、個々の発達段階に合わせ学習支援や悩みごと等に対応されています。またボランティア団体による子ども食堂や絵画教室をそれぞれ2ヶ月に1回実施し、社会参加も踏まえた各種環境を整備されています。その他、進学等の相談については、少年指導員と母子支援員が協力して、各種奨学金制度等の情報収集や学校等との協議等を行い、進路について伴走的な支援にも取り組んでおられます。さらに、必要に応じて、学校での参観日や運動会への参加など、こどもの学校生活の把握にも努めておられます。また、特に学習支援が必要なこどもに対しては、地域で行っている無償の学習塾等の紹介も行っておられます。</p>		
A⑯	A—2—(4)—③ こどもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、こどもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>学童保育くりのみでの集団行動において、自分の気持ちを言葉で分かりやすく表現し、相手に伝えることができるようになるとともに、相手の立場に立った気持ちも考慮できるよう、こどもと一緒に考えながら、取り組んでおられます。隔月実施の子ども食堂や絵画教室を通じて職員以外の大人との関わりを持ち社会性を育む機会もあります。また心理専攻の准教授には相談会の後、くりのみ活動に参加いただき、こどもの様子を見て、職員に対して関わり方に対する助言を得る機会もあります。その他、施設長や宿直職員といった男性職員から声掛けをすることで、一般的な大人の男性のモデルとしての関わりについても意図的に取組まれています。</p>		
A⑰	A—2—(4)—④ こどもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>必要に応じて、少年指導員や母子支援員が個別に性教育にかかる正しい知識を教えておられます。また、心理専攻の准教授による相談会において、母親に性に対するこどもへの対応について助言を得る機会があります。その他、職員が外部研修で学んだ内容を他の職員に還元するなど、職員間での勉強会に取り組んでおられます。</p> <p>性についての正しい知識を得る機会については、職員間が知識を共有するにとどまっている印象を受けました。プログラム化やさらに積極的なこどもへのアプローチに期待いたします。</p>		
A—2—(5) DV被害からの回避・回復		
A⑱	A—2—(5)—① こどもと母親の緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>生活用品、家財道具等を備えた緊急一時保護できる部屋を2部屋用意があります。さらに、事故発生に備え事故防止・事故対応マニュアルを作成しており、その他、夜間に緊急事態が生じ、宿直職員が対応できかねる案件については、母子支援員等が当番制で出勤できる</p>		

<p>よう配慮されています。</p> <p>家財道具等を備えた緊急一時保護の受け入れ可能な居室は、訪問調査時2室とも母子が利用中でした。受け入れ後にできるだけ迅速に貯蓄し家財を購入していただき、可能な限り常時緊急利用可能な体制の確保については、今後の課題と思われま</p>		
A⑱	A—2—(5)—② こどもと母親の安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>入所や一時保護の手続等を含め、DV防止法に基づく支援が必要な場合は、所管課と連携を図りながら県総合福祉支援センターや市こども相談課等と連絡を密に図りながら対応しておられます。また、債務管理等の必要な母親については、その内容等に応じて、法テラス等を紹介するなど、個々において適切な対応に努めておられます。さらに、入所後には、DV関係の住基ブロックやDV証明の更新等々、状況に応じた助言や同行支援を行っておられます。その他、DV加害者からの危険が及ぶ可能性がある場合は、迅速に一時シェルターに保護し、他県の施設に転居させた事例もあります。</p>		
A⑳	A—2—(5)—③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>月2回実施している心理専攻の准教授による相談会では、希望のある母親の個別相談にも対応されています。また職員に対する助言を得る機会もあり、より適切な支援につなげる体制も整備されています。共有スペースのマガジンラックにはDVに関する小冊子を配備し、正しい知識と情報を得られるよう配慮されています。</p>		
A—2—(6) こどもの虐待状況への対応		
A㉑	A—2—(6)—① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>月2回実施している心理専攻の准教授による相談会において、希望する母親には個別相談できる体制を確保されています。さらに、県福祉総合支援センターや市こども相談課、関係医療機関等と連携を図りながら、個々の状況に応じた適切な支援を行われています。こどもの権利勉強会では、みんなが大切な存在であることを伝え、すべてのこどもの命が守られ弱い立場にあるこどもには、保護や配慮が必要であるとの認識、気づきを与える機会も確保されています。</p>		
A—2—(7) 家族関係への支援		
A㉒	A—2—(7)—① 家族関係の構築や安定のために母親やこどもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>定期面談時や家庭訪問等を通じて、母親やこどもの家族関係などの悩みや不安なことについて、随時相談を受け、相談しやすい環境づくりを構築されています。その他、心理専攻の准教授による相談会において、希望する母親の家族相談にも対応されています。さらに、学童保育くりのみでは、こどもと母親との意見の食い違いなどこどもからの相談も含め、それ</p>		

<p>ぞれの思いを受け止め、職員会議などで情報共有したうえで、少年指導員が母子支援員と連携を図りながら対応されています。</p>		
<p>A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもと母親への支援</p>		
A⑳	<p>A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な子どもと母親に対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。</p>	<p>㉔・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>配慮が必要な母親と子どもについては、入所時のアセスメント及び入所後の定期的なアセスメントによる情報をもとに県福祉総合支援センター、市子ども相談課や学校、関係病院等と密に連携を図り支援を行う体制が構築されています。具体的には、発達に不安のある子どもが発達検査を受けられるよう調整し、療育につなげる支援や、各種手当などの申請の手伝いを行っておられます。また、精神疾患のある母親に対しては、職員との信頼関係を築いたのちに同意を得て、医療・福祉との連携をしておられます。関係機関との連携が母親から見えるようにして不安を感じる事の無いよう配慮して取組まれています。その他、必要に応じて、通院同行や服薬管理等、日常生活を平穏に過ごせるよう様々な支援を行っておられます。</p>		
<p>A-2-(9) 就労支援</p>		
A㉑	<p>A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。</p>	<p>a・㉕・c</p>
<p><コメント></p> <p>就労支援については、入所時や入所後の母親の状況により、母親の希望等にも配慮し、市役所内にある生活保護受給者及びひとり親家庭専用の就労支援窓口などからの職業紹介や情報提供等の支援を行っておられます。また母親の状況に応じて、各種窓口への同行支援も行っておられます。</p> <p>また母親の心身の状況によっては、就労事業所の利用に関する助成も行っておられます。</p>		
A㉒	<p>A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。</p>	<p>㉔・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>定時面談時や家庭訪問等を通じて、母親の現状を常時把握し、その状況に応じて障がい関係の就労の場を訪問するなど、情報交換を行いながら、就労継続に向けての支援に取り組んでおられます。一般就労の困難な母親には、障がい福祉サービスの就労事業所などの利用につなげ、就労時間や業務内容等について事業所と連絡調整を行っておられます。</p>		